

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	児童相談所への警察官の配置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解 禁 2 月 2 8 日 </div>
予定額	20,246千円	
事業の概要	<p>1 趣 旨 警察官としての経験を生かした指導・助言を受けることなどにより、児童虐待の調査や援助を拒否する家庭に対し、より効果的な対応を行い、深刻化する児童虐待の迅速な対応を図る。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 配置場所 市内2か所の児童相談所（各1名配置）</p> <p>(2) 配置警察官の階級 警部補</p> <p>(3) 業務内容 ア 警察機関との連絡調整 イ 安全確認、立入調査、臨検・捜索等を円滑かつ効果的に行うための同行、指導・助言等</p>	
担当課	子ども育成部子ども福祉課 電話972-2517（内線2517）	

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	家庭福祉相談員の配置
予 定 額	23,300千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 児童虐待やDVの防止のため、嘱託職員を区役所に新たに配置することにより、ハイリスクと想定される家庭の情報収集を行うとともに、迅速な現地での安全確認を行うなど、継続的な支援の充実を図る。</p> <p>2 内 容 (1) 配置体制 相談件数の多い6区に1人ずつ配置</p> <p>(2) 業務内容 ア 支援を要する家庭の情報収集、児童等の安全確認 イ 児童虐待等の児童福祉に関する相談対応、継続的支援 ウ DV被害者等の女性福祉に関する相談対応、継続的支援</p> <p><参考> 子ども家庭相談員（虐待防止対応） 各区1人 女性福祉相談員（DV防止対応） 各区1人</p>
担 当 課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2519（内線2519）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	小規模住居型児童養育事業
予 定 額	14,278千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 施設に代わり養育者の住居において、社会的に養護が必要な複数の児童を家庭的な環境で育てることにより、児童間の相互作用を活かしつつ、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。</p> <p>2 実施か所 市内1か所</p> <p>3 入居定員 5人</p> <p>4 開所時期 平成23年5月</p>
担 当 課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2519 (内線2519)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	公立保育所の民間移管準備																
予 定 額	401,348千円																
事業の概要	<p>1 趣 旨 公立保育所の民間移管に伴い、新たな保育所を整備し、多様な保育ニーズに応えるとともに入所待機児童の解消を図る。 また、移管による入所児童への影響をできるだけ少なくし、円滑に移管するために必要な措置を講ずる。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 整備補助等</p> <table border="1" data-bbox="363 913 1321 1536"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 913 596 1010">区 分</th> <th data-bbox="596 913 959 1010">苗代保育園</th> <th data-bbox="959 913 1321 1010">汐見が丘保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1010 596 1099">整備予定地</td> <td data-bbox="596 1010 959 1099">守山区野萩町</td> <td data-bbox="959 1010 1321 1099">緑区潮見が丘一丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1099 596 1234">事業主体</td> <td data-bbox="596 1099 959 1234">社会福祉法人 名北福祉会</td> <td data-bbox="959 1099 1321 1234">社会福祉法人 明星会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1234 596 1429">定 員</td> <td data-bbox="596 1234 959 1429">90人→120人 (50人→50人)</td> <td data-bbox="959 1234 1321 1429">100人→130人 (20人→50人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1429 596 1536">開所予定</td> <td data-bbox="596 1429 959 1536">平成24年4月</td> <td data-bbox="959 1429 1321 1536">平成24年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※苗代保育園については、従来の定員60人(40人)を平成22、23年度の2か年で段階的に整備(苗代保育園は平成23年3月に廃園予定)</p> <p>※汐見が丘保育園については、用地購入費を含む</p> <p>※定員の()は3歳未満児(再掲)</p> <p>(2) 引継ぎ・共同保育 汐見が丘保育園については、引き継ぎ先法人より保育士を5人受け入れることにより、共同して保育を実施する。</p>		区 分	苗代保育園	汐見が丘保育園	整備予定地	守山区野萩町	緑区潮見が丘一丁目	事業主体	社会福祉法人 名北福祉会	社会福祉法人 明星会	定 員	90人→120人 (50人→50人)	100人→130人 (20人→50人)	開所予定	平成24年4月	平成24年4月
区 分	苗代保育園	汐見が丘保育園															
整備予定地	守山区野萩町	緑区潮見が丘一丁目															
事業主体	社会福祉法人 名北福祉会	社会福祉法人 明星会															
定 員	90人→120人 (50人→50人)	100人→130人 (20人→50人)															
開所予定	平成24年4月	平成24年4月															
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-3093 (内線 3093)																

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	民間保育所の整備補助																						
予 定 額	1, 4 2 5, 3 4 6 千円																						
事業の概要	<p>1 趣 旨 民間保育所の新設整備や増改築整備の補助を行うことにより、入所待機児童の解消や入所児童の安全確保を図る。</p> <p>2 内 容</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 新設整備（新規分）</td> <td>8 か所</td> </tr> <tr> <td>(2) 新設整備（平成22年9月補正からの継続分）</td> <td>5 か所</td> </tr> <tr> <td>(3) 増築・改築整備</td> <td>3 か所</td> </tr> </table> <p>3 整備補助に伴う定員増加数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定員増加する時期</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>平成23年9月</th> <th>平成24年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>320人 (190人)</td> <td>793人 (368人)</td> <td>1,113人 (558人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定員増加数の（ ）は3歳未満児（再掲） ※詳細は別紙参照</p> <p><参考>入所待機児童数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年4月</th> <th>平成21年4月</th> <th>平成22年4月</th> <th>平成22年10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>428人 (323人)</td> <td>595人 (510人)</td> <td>598人 (516人)</td> <td>1,766人 (1,580人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は3歳未満児（再掲）</p>	(1) 新設整備（新規分）	8 か所	(2) 新設整備（平成22年9月補正からの継続分）	5 か所	(3) 増築・改築整備	3 か所	定員増加する時期		合 計	平成23年9月	平成24年4月	320人 (190人)	793人 (368人)	1,113人 (558人)	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成22年10月	428人 (323人)	595人 (510人)	598人 (516人)	1,766人 (1,580人)
(1) 新設整備（新規分）	8 か所																						
(2) 新設整備（平成22年9月補正からの継続分）	5 か所																						
(3) 増築・改築整備	3 か所																						
定員増加する時期		合 計																					
平成23年9月	平成24年4月																						
320人 (190人)	793人 (368人)	1,113人 (558人)																					
平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成22年10月																				
428人 (323人)	595人 (510人)	598人 (516人)	1,766人 (1,580人)																				
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-3093 (内線 3093)																						

民間保育所整備の概要〔新設整備（新規分） 8か所〕

整備予定地	港区秋葉二丁目	守山区平池東	守山区上志段味
事業主体	新設社会福祉法人	社会福祉法人 サンライフ	新設社会福祉法人
定員	90人 (40人)	90人 (40人)	90人 (45人)
開所予定	平成24年4月		

整備予定地	守山区吉根	緑区砂田二丁目	緑区兵庫一丁目
事業主体	新設社会福祉法人	新設社会福祉法人	社会福祉法人 池内福祉会
定員	120人 (50人)	120人 (50人)	90人 (45人)
開所予定	平成24年4月		

整備予定地	名東区望が丘	天白区中平一丁目
事業主体	新設社会福祉法人	社会福祉法人 天白福祉会
定員	90人 (40人)	13人→60人 (13人→30人) ＜分園の本園化＞
開所予定	平成24年4月	

※定員の（ ）は3歳未満児（再掲）

民間保育所整備の概要 [新設整備 (継続分) 5か所]

整備予定地	西区市場木町	南区明円町	守山区青山台
事業主体	社会福祉法人 諏訪福祉会	社会福祉法人 正紀会	社会福祉法人 青山会
定員	40人 (40人)	90人 (40人)	60人 (30人)
開所予定	平成23年9月		

整備予定地	緑区武路町	天白区元八事四丁目
事業主体	社会福祉法人 英沁会	社会福祉法人 照心福祉会
定員	90人 (40人)	40人 (40人)
開所予定	平成23年9月	

※定員の()は
3歳未満児(再掲)

民間保育所整備の概要 [増築・改築整備 3か所]

整備予定地	緑区鳴海町	緑区大高町	天白区福池二丁目
事業主体	社会福祉法人 有松幼睦園	社会福祉法人 名南子どもの家	社会福祉法人 野並福祉会
定員	240人 (60人)	60人→90人 (30人→45人)	250人→276人 (96人→122人)
定員変更予定	—	平成24年4月	

※定員の()は3歳未満児(再掲)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	新たな手法による民間保育所の設置																						
予 定 額	141,271千円																						
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>入所待機児童が多いにもかかわらず、土地の確保が困難な地域において、既存の建物を活用するとともに、運営法人を公募し、民間保育所の設置を行うことにより、増加する入所待機児童の解消を図る。</p> <p>2 内 容</p> <table border="1" data-bbox="365 943 1385 1664"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 949 560 1133">区 分</th> <th data-bbox="560 949 847 1133">廃止する市立幼稚園園舎を活用した保育所</th> <th data-bbox="847 949 1114 1133">賃貸方式による保育所（本園）</th> <th data-bbox="1114 949 1382 1133">賃貸方式による保育所（分園）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1133 560 1279">設置予定地</td> <td data-bbox="560 1133 847 1279">西区西原町（旧平田幼稚園）</td> <td colspan="2" data-bbox="847 1133 1382 1279">待機児童が多く土地の確保が困難な市が必要と認める地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1279 560 1379">か 所 数</td> <td data-bbox="560 1279 847 1379">1か所</td> <td data-bbox="847 1279 1114 1379">1か所</td> <td data-bbox="1114 1279 1382 1379">3か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1379 560 1552">定 員</td> <td data-bbox="560 1379 847 1552">60人 (30人)</td> <td data-bbox="847 1379 1114 1552">60人 (30人)</td> <td data-bbox="1114 1379 1382 1552">20人 (20人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1552 560 1659">開 所 予 定</td> <td data-bbox="560 1552 847 1659">平成24年4月</td> <td colspan="2" data-bbox="847 1552 1382 1659">平成23年10月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定員の（ ）は3歳未満児（再掲）</p> <p>※予定額には、平成22年度中に設置予定の賃貸方式による分園3か所（うち2か所は平成22年9月補正）の賃借料等を含む</p>			区 分	廃止する市立幼稚園園舎を活用した保育所	賃貸方式による保育所（本園）	賃貸方式による保育所（分園）	設置予定地	西区西原町（旧平田幼稚園）	待機児童が多く土地の確保が困難な市が必要と認める地域		か 所 数	1か所	1か所	3か所	定 員	60人 (30人)	60人 (30人)	20人 (20人)	開 所 予 定	平成24年4月	平成23年10月	
区 分	廃止する市立幼稚園園舎を活用した保育所	賃貸方式による保育所（本園）	賃貸方式による保育所（分園）																				
設置予定地	西区西原町（旧平田幼稚園）	待機児童が多く土地の確保が困難な市が必要と認める地域																					
か 所 数	1か所	1か所	3か所																				
定 員	60人 (30人)	60人 (30人)	20人 (20人)																				
開 所 予 定	平成24年4月	平成23年10月																					
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-3093（内線3093）																						

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	民間児童養護施設の整備補助
予 定 額	42,855千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 老朽化した民間児童養護施設の改築に対して整備補助を行うことにより、入所児童の生活環境の向上を図る。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 施設名 児童養護施設 金城六華園 (昭和42年築)</p> <p>(2) 所在地 守山区大字中志段味字古山田 (現地改築)</p> <p>(3) 設置・運営主体 社会福祉法人 金城六華園</p> <p>(4) 定 員 40人→45人</p> <p>(5) 整備年度 平成23～24年度 (2か年)</p> <p>(6) 施設機能強化 小グループによる家庭的な環境での生活ができる施設構造とすることで、入所児童のケア向上を図る。</p>
担 当 課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2519 (内線2519)

主な施策等一覧

健康福祉局
子ども青少年局

事 項	熱田福祉会館・児童館移転改築の設計等
予 定 額	19,950 千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 平成15年度から旧区役所施設を利用し仮設運営している熱田福祉会館と、熱田児童館との合築による移転改築に向けて、設計等を行う。</p> <p>2 整備予定地 熱田区四番二丁目（熱田青年の家跡地）</p> <p>3 施設の概要 (1) 延床面積 1,250㎡ (福祉会館660㎡、児童館590㎡) (2) 併設施設 船方コミュニティセンター</p> <p>4 整備計画 平成23年度 旧熱田青年の家解体、設計着手 平成24年度 設計完了、建設工事着手 平成25年度 建設工事完了 平成26年度 開設</p> <p>(参考) 現福祉会館 住所：熱田区旗屋二丁目9番20号（旧熱田区役所別棟） ※平成15年12月より仮設運営 現児童館 住所：熱田区一番三丁目2番5号 開設：昭和55年5月</p>
担 当 課	<p>(健康福祉局) 高齢福祉部 高齢福祉課 電話972-2542（内線2542） (子ども青少年局) 子ども育成部青少年自立支援室 電話972-2521（内線2521）</p>

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	子ども・子育て新システムの対応に向けた調査				
予定額	14,000千円				
事業の概要	<p>1 趣旨 国において、平成25年度施行に向け検討されている「子ども・子育て新システム」のうち、幼保一体給付（仮称）の実施に関する基礎となる保育等の市民ニーズやその提供体制などの現状について調査を行う。</p> <p>2 内容 (1) 子育てサービスのニーズ調査 乳幼児等のいる世帯を対象に、子育てサービス全般に関して利用を希望するサービス内容等を調査することにより、ニーズ（潜在的ニーズを含む）を把握する。</p> <p>(2) 事業者の事業参入意向調査 保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園等の事業参入意向等を調査し、サービス供給可能量等を把握する。</p> <p>< 参考 > 幼保一体給付（仮称）の概要</p> <table border="1" data-bbox="411 1368 1361 1834"> <tr> <td data-bbox="411 1368 767 1576">こども園（仮称）</td> <td data-bbox="767 1368 1361 1576">幼稚園・保育所の一体化を図り、幼児教育・保育及び家庭における養育支援を提供する施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1576 767 1834">多様な保育サービス</td> <td data-bbox="767 1576 1361 1834"> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育サービス ・短時間利用者向け保育サービス ・早朝・夜間・休日保育サービス ・事業所内保育サービス など </td> </tr> </table>	こども園（仮称）	幼稚園・保育所の一体化を図り、幼児教育・保育及び家庭における養育支援を提供する施設	多様な保育サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育サービス ・短時間利用者向け保育サービス ・早朝・夜間・休日保育サービス ・事業所内保育サービス など
こども園（仮称）	幼稚園・保育所の一体化を図り、幼児教育・保育及び家庭における養育支援を提供する施設				
多様な保育サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育サービス ・短時間利用者向け保育サービス ・早朝・夜間・休日保育サービス ・事業所内保育サービス など 				
担当課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-2524（内線2524）				

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	東部地域療育センターの整備に向けた準備
予定額	205千円
事業の概要	<p>1 趣旨 身近な地域で相談から医療・訓練等一貫した療育を実施する拠点として、市内東部方面において、東部地域療育センターを整備することにより、障害のある児童及びその疑いのある児童について、障害の早期発見とその軽減を図る。平成23年度は東部地域療育センターを整備・運営する社会福祉法人を選定する。</p> <p>2 内容 整備・運営法人選定のための会議開催経費</p> <p>3 整備計画</p> <p>(1) 設置運営 市有地の無償貸与による民立民営</p> <p>(2) 整備予定地 千種区猫洞通（身体障害者更生援護施設緑風荘敷地の一部）</p> <p>(3) 事業計画</p> <p>平成23年度 整備・運営法人選定 平成24年度 既存建物取壊 土地造成 選定された法人による整備（平成25年度までの2か年） 平成26年度 開設</p>
担当課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2517（内線2517）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	子ども手当
予 定 額	48,698,167千円（事務費を除く）
事業の概要	<p>1 趣 旨 子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。</p> <p>2 内 容 (1) 支給額（平成23年4月分から適用） 3歳未満の子ども1人につき 月額 20,000円（平成22年度 13,000円） 3歳以上中学校修了前までの子ども1人につき 月額 13,000円（平成22年度 13,000円） (2) 主な支給要件の変更（平成23年6月分から適用） ア 子どもに国内居住要件を追加（留学中の場合等を除く） イ 児童福祉施設に入所している子ども等については、施設設置者等に手当を支給</p> <p>3 事業内容 (1) 支給対象者 中学校修了前までの子どもを養育する者 (2) 支給対象となる子どもの数 286,533人</p> <p>4 財 源 国 38,705,245千円 県 4,996,461千円 市 4,996,461千円 （平成22年度と同様に、子ども手当の一部として支給される児童手当相当分については、児童手当法の規定に基づき国、地方、事業主が費用を負担）</p> <p>5 その他 平成24年度以降における子ども手当については、国の平成24年度予算編成過程において改めて検討</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-3197（内線3197）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	病児・病後児デイケア事業																																										
予 定 額	89,695千円																																										
事業の概要	<p>1 趣 旨 病気または病気回復期にあり集団保育等が困難な児童を施設で一時的に預かる病児・病後児デイケア事業について、医療機関型の実施か所数の拡大及び委託料の算出方法の変更により、子育て支援の充実を図る。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="399 828 1380 1086"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定 員</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独 型</td> <td>4人</td> <td>1か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 型</td> <td>4人</td> <td>1か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療機関型</td> <td>4人</td> <td>6か所</td> <td>2か所増</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>2か所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 委託料の算出方法の変更</p> <table border="1" data-bbox="399 1142 1388 1310"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用実績に基づく加算方式</td> <td>利用実績に関わらず 定額の人件費により算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 利用対象児童</p> <p>ア 単独型・保育所型 病気回復期にある就学前児童</p> <p>イ 医療機関型 病気または病気回復期にある小学校3年生以下の児童</p> <p>(2) 開設時間 月曜日～土曜日の8時～18時（原則）</p> <p>(3) 利用料（日額）</p> <table border="1" data-bbox="414 1624 1300 1937"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">利 用 時 間</th> </tr> <tr> <th>～6時間</th> <th>～8時間</th> <th>～10時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 市民税非課税世帯</td> <td colspan="3">0円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この他、飲食費等の実費相当額を負担</p>	区 分	定 員	23年度	前年度比較	単 独 型	4人	1か所	—	保 育 所 型	4人	1か所	—	医療機関型	4人	6か所	2か所増	6人	2か所	—	23年度	22年度	利用実績に基づく加算方式	利用実績に関わらず 定額の人件費により算出	区 分	利 用 時 間			～6時間	～8時間	～10時間	生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円			所得税非課税世帯	1,000円	1,500円	2,000円	所得税課税世帯	2,000円	3,000円	4,000円
区 分	定 員	23年度	前年度比較																																								
単 独 型	4人	1か所	—																																								
保 育 所 型	4人	1か所	—																																								
医療機関型	4人	6か所	2か所増																																								
	6人	2か所	—																																								
23年度	22年度																																										
利用実績に基づく加算方式	利用実績に関わらず 定額の人件費により算出																																										
区 分	利 用 時 間																																										
	～6時間	～8時間	～10時間																																								
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円																																										
所得税非課税世帯	1,000円	1,500円	2,000円																																								
所得税課税世帯	2,000円	3,000円	4,000円																																								
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話972-2528（内線2528）																																										

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	地域子育て支援センター事業											
予 定 額	190,812千円											
事業の概要	<p>1 趣 旨 子育てに関する相談事業や親子の交流の場の提供及び交流の促進等を保育所において実施する地域子育て支援センター事業の実施か所数を拡大し、子育て家庭に対する育児支援の充実を図る。</p> <p>2 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="405 831 1294 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 831 624 936">区 分</th> <th data-bbox="624 831 970 936">23年度</th> <th data-bbox="970 831 1294 936">前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 936 624 994">公立保育所</td> <td data-bbox="624 936 970 994">19か所</td> <td data-bbox="970 936 1294 994">4か所増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 994 624 1070">民間保育所</td> <td data-bbox="624 994 970 1070">25か所</td> <td data-bbox="970 994 1294 1070">2か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 利用対象者 乳幼児及びその保護者</p> <p>(2) 開設日時 原則として、週5日以上、1日5時間以上</p> <p>(3) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 育児不安等子育てに関する相談、援助 イ 親子の交流の場の提供と交流の促進 ウ 子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 オ 子育て環境の向上を図るための地域支援活動の実施 <p style="text-align: right;">など</p>			区 分	23年度	前年度比較	公立保育所	19か所	4か所増	民間保育所	25か所	2か所増
区 分	23年度	前年度比較										
公立保育所	19か所	4か所増										
民間保育所	25か所	2か所増										
担 当 課	子育て家庭部	保育企画室	電話972-2528 (内線2528)									
	子育て家庭部	保育運営課	電話972-2525 (内線2525)									

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	留守家庭児童健全育成事業助成
予 定 額	747,179千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 国の補助に準じて受入児童数等に応じた助成を実施している留守家庭児童健全育成事業について、助成内容を拡充することにより、下校後に保護者が不在な児童の健全な育成を図る。</p> <p>2 拡充内容 留守家庭児童育成会が新たに障害児を受け入れるために、留守家庭児童専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の2分の1を補助（助成限度額 125千円） ※国の放課後児童クラブ障害児受入促進事業を活用</p> <p>3 その他 平成22年度における国基準並み助成内容への変更に伴う緩和措置は継続実施</p>
担 当 課	子ども育成部 青少年自立支援室 電話972-2521（内線2521）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	子ども医療費の助成
予 定 額	8,540,876千円
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>子ども医療費助成の対象者を拡大することにより、子どもの健康を守るとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象者 通院分について、中学校3年生まで拡大 (平成22年度 入院：中学校3年生まで、通院：小学校6年生まで)</p> <p>(2) 実施時期 平成23年10月</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 対象者 市内に住所があり、医療保険に加入している中学校3年生までの子ども（生活保護受給者を除く）</p> <p>(2) 助成範囲 医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分</p> <p>(3) その他 入院分は中学生まで、通院分は就学前まで、1/2県費補助あり</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-3083 (内線3083)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	ひとり親家庭への養育費手続き等の支援
予 定 額	1,992千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 養育費取得についての相談に加え、養育費を具体的に取決める調停手続き等に対する支援を行うことにより、養育費の確保の実効性を高める。</p> <p>2 拡充内容</p> <p>(1) 調停手続き等の支援 調停に必要な答弁書等の作成援助及び調停の場への同行、助言等</p> <p>(2) 対象者 養育費取得相談者のうち、名古屋市ひとり親家庭手当の受給者</p> <p>(参考) 養育費取得相談事業</p> <p>(1) 事業内容 電話による相談及び司法書士による面接相談</p> <p>(2) 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父及び離婚前に養育費について相談を希望する者</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-2522 (内線2522)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	民間知的障害児通園施設の定員拡大								
予定額	1,277,555千円								
事業の概要	<p>1 趣旨 知的障害のある就学前の児童が、親子又は単独で通園し、基本的な生活習慣づくりや集団生活への参加などの療育を通じて、子どもの成長、発達を支援する施設の定員を拡大することにより、その児童の健全な育成を図る。</p> <p>2 内容 民間知的障害児通園施設 4か所 定員126人（平成22年度120人）</p> <table border="1" data-bbox="395 1115 1353 1348"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達センター あつた</td> <td>熱田区神宮 四丁目</td> <td>36人</td> <td>6人増 (6,175千円の増)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	23年度	前年度比較	発達センター あつた	熱田区神宮 四丁目	36人	6人増 (6,175千円の増)
施設名	所在地	23年度	前年度比較						
発達センター あつた	熱田区神宮 四丁目	36人	6人増 (6,175千円の増)						
担当課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2520（内線2520）								

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	休日保育事業																											
予 定 額	34,910千円																											
事業の概要	<p>1 趣 旨 保育所等が休みとなる日曜、祝日に保護者の就労等により児童が保育に欠ける場合の需要に対応するために休日保育事業を行う保育所の実施か所数を拡大し、保護者の就労形態の多様化に対応する。</p> <p>2 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="399 952 1225 1146"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所</td> <td>10か所</td> <td>2か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 利用対象児童 保育所等（家庭保育室・託児室を含む）の入所児童</p> <p>(2) 利用料（日額）</p> <table border="1" data-bbox="411 1415 1295 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">利 用 時 間</th> </tr> <tr> <th>～6時間</th> <th>～8時間</th> <th>～10時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 市民税非課税世帯</td> <td colspan="3">0円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この他、飲食費等の実費相当額を負担</p> <p>(3) 定 員 1か所あたり10人</p>			区 分	23年度	前年度比較	民間保育所	10か所	2か所増	区 分	利 用 時 間			～6時間	～8時間	～10時間	生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円			所得税非課税世帯	600円	800円	1,000円	所得税課税世帯	1,200円	1,600円	2,000円
区 分	23年度	前年度比較																										
民間保育所	10か所	2か所増																										
区 分	利 用 時 間																											
	～6時間	～8時間	～10時間																									
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円																											
所得税非課税世帯	600円	800円	1,000円																									
所得税課税世帯	1,200円	1,600円	2,000円																									
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話972-2528（内線2528）																											

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	延長保育事業			
予 定 額	1,075,240千円			
事業の概要	1 趣 旨 保育所における通常の開所時間11時間を超えて延長保育を行う保育所の実施か所数を拡大することにより、保護者の就労時間の多様化に対応する。			
	2 内 容			
	(1) 実施か所			
	ア 昼間保育所 (原則として7時～18時)			
	区 分		23年度	前年度比較
	1時間延長(概ね18時～19時)	公立	67か所	2か所増
		民間	94か所	6か所増
	2時間延長(概ね18時～20時)	民間	7か所	—
	4時間延長(概ね18時～22時)	民間	4か所	—
	6時間延長(概ね18時～24時)	民間	2か所	1か所増
イ 夜間保育所 (原則として11時～22時)				
区 分		23年度	前年度比較	
3時間延長(概ね22時～1時)	民間	4か所	—	
4時間延長(概ね7時～11時)	民間	—	1か所減	
(2) 補助内容 民間保育所に対して、夕刻に保育する障害児1人あたり月額7,000円を補助額に加算する。				
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室	電話 972-2528	(内線 2528)	
	子育て家庭部 保育運営課	電話 972-2525	(内線 2525)	

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	個人実施型家庭保育室																												
予 定 額	114,053千円																												
事業の概要	<p>1 趣 旨 家庭的保育者が自身の居宅等において実施する個人実施型家庭保育室について、5人型の実施か所数を拡大することにより、入所待機児童の解消を図る。</p> <p>2 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="352 786 1353 1070"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人型</td> <td>18か所</td> <td>2か所減</td> </tr> <tr> <td>5人型</td> <td>8か所</td> <td>5か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前年度比較中、3人型2か所減は5人型に振り替え実施中。5人型の残り3か所増については、平成23年8月開始予定</p> <p>3 事業内容</p> <table border="1" data-bbox="379 1339 1385 1760"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3人型</th> <th>5人型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用対象児童</td> <td colspan="2">原則3歳未満児</td> </tr> <tr> <td>開設時間</td> <td>8時間</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>保育者自身の居宅</td> <td>賃貸アパート等</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="2">本市保育料に同じ</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	23年度	前年度比較(※)	3人型	18か所	2か所減	5人型	8か所	5か所増	区 分	3人型	5人型	利用対象児童	原則3歳未満児		開設時間	8時間	11時間	実施場所	保育者自身の居宅	賃貸アパート等	利用料	本市保育料に同じ		定 員	3人	5人
区 分	23年度	前年度比較(※)																											
3人型	18か所	2か所減																											
5人型	8か所	5か所増																											
区 分	3人型	5人型																											
利用対象児童	原則3歳未満児																												
開設時間	8時間	11時間																											
実施場所	保育者自身の居宅	賃貸アパート等																											
利用料	本市保育料に同じ																												
定 員	3人	5人																											
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話972-2528 (内線2528)																												

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	保育所実施型家庭保育室																	
予 定 額	281,827千円																	
事業の概要	<p>1 趣 旨 認可保育所が近隣の賃貸アパート等において実施する保育所実施型家庭保育室の実施か所数を拡大することにより、入所待機児童の解消を図る。</p> <p>2 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="376 891 1374 1093"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所</td> <td>16か所</td> <td>3か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3か所増については、平成23年8月開始予定</p> <p>3 事業内容</p> <table border="1" data-bbox="437 1283 1350 1653"> <tbody> <tr> <td>利用対象児童</td> <td>原則3歳未満児</td> </tr> <tr> <td>開設時間</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>賃貸アパート等</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>本市保育料に同じ</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	23年度	前年度比較(※)	民間保育所	16か所	3か所増	利用対象児童	原則3歳未満児	開設時間	11時間	実施場所	賃貸アパート等	利用料	本市保育料に同じ	定 員	10人
区 分	23年度	前年度比較(※)																
民間保育所	16か所	3か所増																
利用対象児童	原則3歳未満児																	
開設時間	11時間																	
実施場所	賃貸アパート等																	
利用料	本市保育料に同じ																	
定 員	10人																	
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-2528 (内線2528)																	

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	一時保育事業																				
予定額	149,094千円																				
事業の概要	<p>1 趣旨 短時間のパート勤務など保護者の短時間就労への対応や、保護者の傷病等による緊急時の対応のほか、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ保育）に対応するため、一時保育事業の実施か所数を拡大すること等により、子育て支援の充実を図る。</p>																				
	<p>2 内容</p> <p>(1) 実施か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所</td> <td>33か所</td> <td>3か所増</td> </tr> </tbody> </table>			区分	23年度	前年度比較	民間保育所	33か所	3か所増												
	区分	23年度	前年度比較																		
	民間保育所	33か所	3か所増																		
	<p>(2) 補助内容 定員6人を上回る受け入れを行った場合に、非常勤職員を新たに配置できるよう補助</p>																				
<p>3 事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非定型保育事業</td> <td>保護者の就労、就学等により、家庭保育が困難になる場合に週3日を限度として利用</td> </tr> <tr> <td>緊急保育事業</td> <td>冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に利用（原則日曜・祝日を含む連続した14日以内）</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ保育事業</td> <td>新たな気持ちで育児に取り組むため、1か月に3日以内を限度として利用</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	非定型保育事業	保護者の就労、就学等により、家庭保育が困難になる場合に週3日を限度として利用	緊急保育事業	冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に利用（原則日曜・祝日を含む連続した14日以内）	リフレッシュ保育事業	新たな気持ちで育児に取り組むため、1か月に3日以内を限度として利用											
区分	内容																				
非定型保育事業	保護者の就労、就学等により、家庭保育が困難になる場合に週3日を限度として利用																				
緊急保育事業	冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に利用（原則日曜・祝日を含む連続した14日以内）																				
リフレッシュ保育事業	新たな気持ちで育児に取り組むため、1か月に3日以内を限度として利用																				
<p>4 利用料（日額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">利用時間</th> </tr> <tr> <th>～6時間</th> <th>～8時間</th> <th>～10時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 市民税非課税世帯</td> <td colspan="3">0円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他、飲食費等の実費相当額を負担</p>			区分	利用時間			～6時間	～8時間	～10時間	生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円			所得税非課税世帯	600円	800円	1,000円	所得税課税世帯	1,200円	1,600円	2,000円
区分	利用時間																				
	～6時間	～8時間	～10時間																		
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円																				
所得税非課税世帯	600円	800円	1,000円																		
所得税課税世帯	1,200円	1,600円	2,000円																		
担当課	子育て家庭部 保育企画室 電話972-2528（内線2528）																				

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	産休・育休あけ保育所入所予約事業											
予 定 額	55,644千円											
事業の概要	<p>1 趣 旨 産休・育休あけ時に保育所に入所できるよう、産休・育休開始時に入所する保育所を指定して予約を行う、保育所入所予約事業の実施か所数を拡大し、子育て家庭に対する就労支援の充実を図る。</p> <p>2 実施か所</p> <table border="1" data-bbox="416 952 1294 1160"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所</td> <td>67か所</td> <td>3か所増</td> </tr> <tr> <td>公立保育所</td> <td>9か所</td> <td>1か所減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公立保育所の減は、民間移管に伴うもの。</p> <p>3 予約時期 出産前休暇に入った日以降に入所予定日・入所予定保育所を特定して予約する。</p>			区 分	23年度	前年度比較	民間保育所	67か所	3か所増	公立保育所	9か所	1か所減
区 分	23年度	前年度比較										
民間保育所	67か所	3か所増										
公立保育所	9か所	1か所減										
担 当 課	子育て家庭部 保育企画室 電話 972-2528 (内線 2528) 子育て家庭部 保育運営課 電話 972-2525 (内線 2525)											

主な施策等一覧

子ども青少年局

事項	公立保育所入所枠の拡大																								
予定額	826,255千円																								
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>入所待機児童の多い地域の公立保育所において、入所定員を超えて児童を入所させる入所枠拡大（定員超過入所）の実施園を拡充することにより、入所待機児童の解消を図る。</p>																								
	<p>2 内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>23年度</th> <th>前年度比較(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満児</td> <td>実施か所数</td> <td>104か所</td> <td>10か所増</td> </tr> <tr> <td>超過入所見込児童数</td> <td>996人</td> <td>99人増</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳児</td> <td>実施か所数</td> <td>14か所</td> <td>2か所増</td> </tr> <tr> <td>超過入所見込児童数</td> <td>70人</td> <td>10人増</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(参考) 平成23年度公立保育所数 121か所</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分		23年度	前年度比較(※)	3歳未満児	実施か所数	104か所	10か所増	超過入所見込児童数	996人	99人増	3歳児	実施か所数	14か所	2か所増	超過入所見込児童数	70人	10人増	<p>(参考) 平成23年度公立保育所数 121か所</p>			
	区分		23年度	前年度比較(※)																					
	3歳未満児	実施か所数	104か所	10か所増																					
		超過入所見込児童数	996人	99人増																					
3歳児	実施か所数	14か所	2か所増																						
	超過入所見込児童数	70人	10人増																						
<p>(参考) 平成23年度公立保育所数 121か所</p>																									
<p>※平成22年9月補正による、3歳未満児の実施か所数7か所増、超過入所見込児童数49人増を含む</p>																									
担当課	子育て家庭部 保育運営課 電話 972-2525 (内線2525)																								

主な施策等一覧

健康福祉局
子ども青少年局
市民経済局

事 項	区役所支所における福祉業務の拡充準備												
予 定 額	51,359千円												
事業の概要	<p>1 趣旨 高齢者や障害者など市民が身近な支所において区役所と同様な福祉サービスの手続きができるよう、福祉業務を拡充し、市民サービスの向上をはかる。 平成24年度から支所における福祉業務を拡充するため、関連システムの配線、庁舎レイアウト変更工事等の準備を実施する。</p> <p>2 内容 (1) 福祉業務に必要なシステムのためのLAN配線工事及び関連システムの移設 (2) 庁舎レイアウト変更工事等</p> <p>3 拡充を予定している福祉業務</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1243 651 1346">区 分</th> <th data-bbox="651 1243 1422 1346">主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1346 651 1449">保険・医療</td> <td data-bbox="651 1346 1422 1449">(国民健康保険)、(国民年金)、(後期高齢者医療) (福祉医療)、(介護保険)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1449 651 1552">高 齢 福 祉</td> <td data-bbox="651 1449 1422 1552">(敬老手帳)、(敬老パス) 養護老人ホーム入所、日常生活用具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1552 651 1655">児 童 福 祉</td> <td data-bbox="651 1552 1422 1655">(子ども手当)、保育所入所、児童扶養手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1655 651 1758">生 活 保 護</td> <td data-bbox="651 1655 1422 1758">相談、申請、訪問指導、保護費支払</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1758 651 1854">障 害 福 祉</td> <td data-bbox="651 1758 1422 1854">身体障害者手帳、愛護手帳、特別児童扶養手当 特別障害者手当、障害福祉サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主 な 業 務	保険・医療	(国民健康保険)、(国民年金)、(後期高齢者医療) (福祉医療)、(介護保険)	高 齢 福 祉	(敬老手帳)、(敬老パス) 養護老人ホーム入所、日常生活用具	児 童 福 祉	(子ども手当)、保育所入所、児童扶養手当	生 活 保 護	相談、申請、訪問指導、保護費支払	障 害 福 祉	身体障害者手帳、愛護手帳、特別児童扶養手当 特別障害者手当、障害福祉サービス
区 分	主 な 業 務												
保険・医療	(国民健康保険)、(国民年金)、(後期高齢者医療) (福祉医療)、(介護保険)												
高 齢 福 祉	(敬老手帳)、(敬老パス) 養護老人ホーム入所、日常生活用具												
児 童 福 祉	(子ども手当)、保育所入所、児童扶養手当												
生 活 保 護	相談、申請、訪問指導、保護費支払												
障 害 福 祉	身体障害者手帳、愛護手帳、特別児童扶養手当 特別障害者手当、障害福祉サービス												
担 当 課	(健康福祉局) 総務課 (子ども青少年局) 総務課 (市民経済局) 地域振興部 区政課	電話972-2509 (内線2509) 電話972-3195 (内線3195) 電話972-3112 (内線3112)											

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	障害児デイケア事業
予 定 額	238,876千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 保護者の就労等のため、放課後において活動場所が必要な障害のある中学・高校生に対し、安心して活動できる場所を提供する事業の実施か所数を拡大することにより、その児童の健全な育成を図る。</p> <p>2 実施か所 市内14か所 (前年度比較 2か所増) (1か所当たり10人)</p> <p>3 実施時期 平成23年7月</p> <p>4 事業内容 (1) 内 容 レクリエーションなどの余暇支援、学校及び自宅等への送迎等 (2) 対象者 市内在住の知的、身体、精神障害等のある中学・高校生 (3) 利用者負担額 報酬単価の1割負担、ただし以下の利用者負担上限月額を設定 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 市民税課税世帯 5,700円</p>
担 当 課	子ども育成部 子ども福祉課 電話972-2520 (内線2520)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	妊婦健康診査
予 定 額	2,013,272千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 妊婦健康診査について検査項目を追加することにより、母体と胎児の健康確保の充実を図る。</p> <p>2 内 容 (1) 追加検査項目（検査は医療機関に限る） 血液型検査、血糖検査、成人T細胞白血病ウイルス抗体検査、クラミジア検査 (2) 実施時期 平成23年4月</p> <p>3 事業内容 (1) 公費負担回数 14回（望ましいとされる妊婦健康診査の受診回数） (2) 実施場所 愛知県内の委託医療機関及び助産所 ※愛知県外で受診した場合は健診費用の償還払い制度あり</p> <p>4 その他 公費負担14回のうち9回分の費用については、県の「妊婦健康診査支援基金」により2分の1の補助</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-2629（内線2629）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	母子保健システムの開発
予 定 額	88,371千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 母子保健システムを開発することにより、妊婦の健康や乳幼児の連続した発育・発達支援を行うとともに、児童虐待予防にもつなげる。</p> <p>2 事業内容 (1) 履歴管理システムの開発 ア 個人の受診情報の履歴管理 (ア) 母子健康手帳の交付状況 (イ) 乳児家庭全戸訪問の実施状況 (ウ) 乳幼児健康診査の受診状況 (エ) 支援を要する母子の管理状況 イ 乳幼児健診対象者への個別通知 (ア) 対象者の抽出及び名簿の作成 (イ) 個別通知状の作成 (ウ) 未受診者名簿の作成 (2) 健診事業支払い・集計システムの開発 健診事業の審査・支払い事務</p> <p>3 効 果 (1) 全ての母子の一貫した受診履歴の把握によって、個別の健康支援ができる。 (2) 未受診者の早期把握によって、児童虐待ハイリスク家庭の早期発見につながる。 (3) 個別台帳の電算化及び審査・支払い事務の効率化によって、経費が削減できる。</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-2629 (内線2629)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	子どもあんしん電話相談事業
予 定 額	15,804千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 相談件数の増加に対応するため、年間を通して相談体制を強化することにより、子育て支援の充実を図る。</p> <p>2 相談体制 常時3名体制 〔平成22年度 2名（ただし、12月～2月は3名）〕</p> <p>3 事業内容 (1) 相談内容 ア 救急相談 家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性など イ 育児相談等 育児や母子の健康に関する相談など</p> <p>(2) 相談日・時間 平 日 午後8時～深夜0時 土・日曜日、祝日、年末年始 午後6時～深夜0時</p> <p>(3) 電話番号 9 3 3 - 1 1 7 4 (いいナース)</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-2629 (内線2629)

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	特定不妊治療費助成事業
予 定 額	343,554千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図る。 国が事業を拡充することを受け、1年目の助成回数を拡大する。</p> <p>2 内 容 (1) 助成回数 1年目は3回まで、2年日以降は2回まで (平成22年度 1年につき2回まで) (2) 適用時期 平成23年4月</p> <p>3 事業内容 (1) 助成対象 指定医療機関で受けた特定不妊治療費（体外受精、顕微授精） (2) 助成対象者 市内在住の婚姻をしている法律上の夫婦で、 夫婦合算の年間所得金額が730万円未満の者 (3) 助成限度額 1回当たり 15万円 (4) 助成期間等 通算5年、通算10回を超えない</p>
担 当 課	子育て家庭部 子育て支援課 電話972-2629（内線2629）

主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	第2次DV基本計画の策定
予 定 額	1,000千円
事業の概要	<p>1 趣 旨 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の計画期間が平成23年度に終了するため、第2次基本計画を策定し、平成24年度以降の本市におけるDV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策の推進を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 検討委員会の設置 (2) DV被害者の実情の調査 (3) 関係機関、関係団体とのヒアリングなどの実施 (4) パブリックコメントの実施</p>
担 当 課	子ども育成部 子ども福祉課 電話355-1575 (直通)